

令和 6 年度 第 3 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 議事録

日時：令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

午後 7 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分

場所：市役所 1 0 階第 5 B 会議室

会議次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和 6 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録の確認について
- (2) 令和 7 年度子ども・子育て支援施策に関する予算（案）の概要
- (3) 帯広市こども家庭センターについて

3 そ の 他

4 閉 会

会議資料

資料 1 令和 6 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録

資料 2 令和 7 年度子ども・子育て支援施策に関する予算（案）の概要

資料 3 帯広市こども家庭センター

○ 出席委員（1 7 名中 1 2 名出席）

廣瀬一浩委員、西本委員、瓜屋委員、廣瀬委員

高橋専門委員、羽賀専門委員

西野部会員、吉田部会員、橋本部会員、南出部会員、宮部部会員、野原部会員

○ 事務局

こども福祉室こども課 戸田課長、三宅主幹、能登課長補佐

こども福祉室子育て支援課 澤沼課長、関口課長補佐

健康保険室健康推進課 吉田健康づくり係長

令和6年度 第3回「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」 議事録
(令和7年2月25日 19:30～20:30)

1. 開 会	
2. 議 事 議題（1） (事務局説明)	(1) 令和6年度第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録の確認について (資料1の説明) 前回1月に開催した議事内容を、委員等の皆様には事前に確認していただいているため、この内容をもって、市ホームページへ掲載したい。
議題（2） (事務局説明)	(2) 令和7年度子ども・子育て支援施策に関する予算（案）の概要 (資料2の説明) 1ページ目は、おびひろこども未来プランに掲げた4つの基本目標に関連する事業の一部の主な予算増減を掲載したものの。 「基本目標1子どもを守る」では、子どもの虐待防止として、ヤングケアラーの実態調査の実施を予定している。 「基本目標2安心して子どもを産み育てることができる」では、子育て相談の実施部分で行っていた、「伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金」の制度化により、「妊婦のための支援給付」として改めて記載している。 「妊娠出産サポート事業」では、利用期間等の見直しにより、利用増加を見込んでいる。 「基本目標3子どもや子育て家庭をみんなで支える」では、各保育施設の運営費が増加しているのは、国の人事院勧告増改定を反映させた公定価格による各種単価や加算の増によるもの。 「子ども医療費給付事業」については、令和6年4月から対象拡大したところだが、従前からの受給者減少率から算出しており、対象受給者の減少を見込んだもの。 このほか、「児童手扶養手当支給事業」「児童手当」については、令和6年度後半から制度改正され拡充したため、令和7年度はそれぞれ1年分の経費を見込んでいるため、増となっているもの。

(委員)	産後ケア事業について、対象を（これまでは家族等から支援を十分に受けられない産婦及びその乳児としていたが）令和7年4月からは「産後ケアを必要とする者」としている。対象範囲は広がったが、誰でも対象になるということではないため、まずは保健師の面接でお子さんの状況を確認したうえで利用することとなる。利用方法については、毎回保健師の面接が必要であったが、初回のみ面接することに変更したもの。 産後ケア事業については、これまで4か月未満であった対象が6か月未満に期間が延びるが、その後のケアをどうしていったらいいのか。産後うつは5か月頃まで続くと言われていたが、子育ての悩みはその後も大きくなるので、対象期間後にどうサポートをつなげていかれるか、民間も含めて周知をしていただきたい。切れ目ない支援とあるが、市民から見ると、利用する事業が変わると、また同じ説明を一からして、別の事業でもまた説明して、ということは良くある話なので、市民にとって切れ目ない支援にしていいただければ、安心して子育てができると思う。
議題（3） (事務局説明)	(3) 帯広市こども家庭センターについて 令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされている。 帯広市でも、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもを対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応することを目的に令和7年4月から保健福祉センターへ設置するもの。 支援が必要な妊産婦や子育て家庭の把握として、母性相談や発達相談、虐待相談などの相談対応や、乳幼児健診や新生児訪問などの事業を行い、こうした相談や事業、NPO法人や民間事業者等も含めた関係機関との連携により支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握していく。 先ほど、令和7年度子ども・子育て支援施策に関する予算(案)の概要でも説明した「地域子育て相談機関」については、全ての子育て家庭やこどもが身近に相談できる環境を整備し、子育て家庭の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的に、令和7年10月から地域子育て支援拠点に併設するもの。 次に、こども家庭センターの組織体制は、母子保健機能と

	児童福祉機能の一元的な管理を行うセンター長とセンター長の下で、実務面において業務マネジメントを行う「統括支援員」を配置し、母子保健業務を担う健康推進課と、児童福祉業務を担う子育て支援課が連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して支援を行う。 支援が必要な妊産婦や子育て家庭の支援として、統括支援員が中心となり、児童福祉と母子保健のケースの共有や支援方針の検討を行う合同会議を開催し、子育て家庭等への支援を母子保健部門と児童福祉部門が一体的に行うもの。また、サポートプランはこどもや保護者の意見や希望を聞き取り、行政や関係機関等が考える不安等を伝え、その家庭に合った支援内容を記載し、その家庭に掲示したうえで、寄り添いながら支援をしていくもの。 主な支援内容として、子育て世帯訪問支援事業、ファミリーサポートセンター事業などの事業への繋ぎ、また、子ども、家庭の身近な場所である、保育所や学校などの関係機関との連携により、継続的な見守りを実施し、子育てに困難を抱える保護者や子どもへの支援を行っていく。
(委員)	施策としては、前回のこども誰でも通園制度も、今回の相談機関についても、反対するものではないと思っている。ただ、支える側をしっかりと市が支えてくださいということだと思う。現場では保育士を募集しても応募がないなど、そういった中で新たな施策を進めていく中で、体制を確保しなければ現実には難しい。そういった状況の中で取り組まなければならない施策を市がしっかりと現場の意見を聞きながら進めていきたい。
(委員)	こども家庭センターについて、この資料だと対象が多岐にわたる。出産など日常の子育てに困難を抱える家庭の支援でも相当な広がりがある。これに対応する組織体制の人員はどのくらいの数なのか。統括支援員はどういう方を想定しているのか。日常的な相談の流れはどうなるのかなど、これらは10月までに見えてくるものなのか。
(事務局)	こども家庭センター事業については、国で法改正をして全国的に進められているもので、困難を抱える世帯の顕在化や児童虐待の深刻化等に対応するため、4月から開始するもの。市では、これまでも児童福祉部門と母子保健が連携をしてきているため、今ある体制の中で運営していくもの。さらに、新たな統括支援員は専門職である保育士を配置する予定。

(委員)	保育士である統括支援員の配置により、子育て支援課と健康推進課はどのように連携していくのか。
(事務局)	今までもさまざまなケースに対して、会議を開催し、連携してきている。必要に応じて、市の関係課や関係機関と要保護地域対策協議会を開催して対応してきた。難しいケースの場合には児童相談所にも相談させていただくなど、今までやってきていたことと基本変わらない。こども家庭センターという仕組みとして実施することで、より連携を強める場としたい。
(委員)	要対協がどう機能しているのか、なかなか外部からは見えない。こども家庭センターができた場合、どのように強化されるのか、この資料だけではよくわからない。
(事務局)	強化という意味では、昨年度も人員を増やし体制を強化している。また、学校教育と児童福祉の連携を強化するために、来年度は教員を子育て支援課に配置する予定。 いずれにしても、必要な関係機関とは連携を取りながら、他都市の状況も確認しながら、日々の対応を進めていきたい。
(委員)	連携といっても、言葉だけではうまくいかない。それぞれの部署が十分ではない部分をどのように埋めていくのか、そこをしっかりとしないと連携にならない。プラスの面とマイナスの面を把握して、足りていない部分をどう補うのか、検討を進めていただきたい。
(部会長)	国が制度改正し、各自治体に下りてきたものだが、市は早くから取り組んでいると思う。今までの支援内容とこれからのこども家庭センターが行っていく内容というのが、交わるところもあるし、独自の取り組みとするところもあるだろうし、まだ難しいところもあると思う。 他の自治体の実施方法なども情報共有しながら、具体化していただき、子育て世帯に対し、良い方向に進めていただきたい。
(委員)	資料3の一番下の囲み部分の主な支援の中に掲載されていない、「不登校」や「いじめ相談」など、市の子育て支援の弱い部分だと感じるので、具体的に文言化して、学齢期の支援が必要な家庭の支援というものを考えていただきたい。
(事務局)	ライフステージの中で学齢期以降の相談体制を作ってい

	たい。この部分は市としても難しい部分もある。 4月に配属となる教員と力を合わせ、一緒に何ができるのか考えながら、児童福祉と学校教育の連携に取り組んでいきたい。
(委員)	教員の配置は、大きな一歩だと思う。教育委員会にも子育て支援関連の行政職員が配置されるという双方向の関係を、近隣の町村でもすでに取り組んでいる。そういうことがあると非常に情報共有しやすいと思うので、今後の取り組みに期待したい。
3. その他	
(委員)	支援が必要なお子さんが増えてきている気がする。コロナ以降の閉鎖的な家庭環境の中で、保護者も孤独を感じながら他のお子さんとの交流もない中で、言葉の発達や対人関係の発達などに悩んでいるご家庭が多いのではないかと感じている。
(委員)	特別支援保育の巡回や地元の幼稚園の教育状況の様子を聴く中でしかわからないが、支援を要するお子さんは増えているように感じる。学生が保育施設等で実習をする場合にも、現場の先生が学生に、どのような支援が必要なのか説明をし、現場で学んでいただいている。
(委員)	印象として、子どもたちの養育環境によって発達障害のような症状を表す子どもが増えているように感じる。 学童保育で感じるのは、支援が必要なお子さんも学童を利用し、他のお子さんと一緒に交じって過ごす、学童の規模も40人クラスが2クラスあり、合計70人のような大所帯になると、落ち着かない状況になると感じている。 小規模で配慮された環境だと過ごせるだろう子どもたちも、社会の仕組みの中で、そのような症状や様子が出てしまうことがある状況となっている。
(部会長)	子どもの声を反映できるように尽力をお願いします。 (了)